

## 監事監査報告書

平成24年6月14日

国立大学法人新潟大学

学長 下條 文武 殿

監事

内山 節夫 

監事

近野 茂 

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人新潟大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、以下のとおり報告します。

### 1 監査の方法の概要

私ども監事は、国立大学法人新潟大学監事監査規則等に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な部門において、業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等につき検討を加えました。

### 2 監査の結果

- (1) 財務諸表は、適正に記載されているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (5) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。

以上